

第4回（仮称）浦安市まちづくりに関する条例懇話会議事録

1 開催日時 令和3年11月11日（木） 午後6時30分～午後8時00分

2 開催場所 市役所4階 災害対策本部室

3 出席者

内田市長

（委員）

関谷昇会長、寺村絵里子副会長、清水洋行委員、宇田川勝久委員、高木行雄委員、中村琢八委員、大西あかね委員、五月女香代子委員、佐原勇委員、樋口正一郎委員

（事務局）

企画部長、企画部次長、企画政策課長、秘書課長、企画政策課長補佐、企画政策課係長、係員

4 議 題

- (1) （仮称）浦安市まちづくり基本条例（素案）について
- (2) （仮称）浦安市行政基本条例（素案）について

5 議事の概要

- (1) （仮称）浦安市まちづくり基本条例（素案）について
（仮称）浦安市まちづくり基本条例（素案）について、事務局より説明があり、その後、意見交換を行った。
- (2) （仮称）浦安市行政基本条例（素案）について
（仮称）浦安市行政基本条例（素案）について、事務局より説明があり、その後、意見交換を行った。

6 会議経過

- (1) （仮称）浦安市まちづくり基本条例（素案）について、事務局から説明

≪質問・意見≫

会 長： 事務局からまちづくり基本条例の素案を説明いただきました。これまで皆さんからいただいたご意見を踏まえて表現を精査しています。ご意見やご質問等はいかがでしょうか。

委員： まちづくり基本条例の第1条では「まちづくりの基本原則を明らかにし」と記載されており、明らかにするのが第一で、その上でまちづくりを推進すると読めますが、行政基本条例の第1条の目的では「行政運営の基本原則を明らかにするとともに」と並列で記載してあり、同じ基本原則でも「明らかにし」と「明らかにするとともに」と記載が異なりますが、何か意図はありますか。

また、第4条の「課題を抱える市民を基点に行う」という表現に違和感を覚えました。現状に満足している市民の方もいると思うので、より多くの市民参加が基本だということを表現するだけでも良いと思います。

事務局： まちづくり基本条例と行政基本条例で表現が異なる点ですが、まず、まちづくり基本条例と行政基本条例の関係性についてご説明します。まちづくり基本条例は、市民と市と議会の三者が共通のルールに則ってまちづくりを進めていくための基本的な考え方や事項を規定するものであり、まちづくり基本条例を受けて、行政運営の基本原則などを明らかにするのが行政基本条例になります。まちづくり基本条例は、まちづくりの考え方の大本となるものであり、基本的な原則をまず明らかにして、そこから具体的な事項を定めていく表現としています。行政基本条例は、基本的な考え方を明らかにすることに加え、基本的な事項を定めていく内容になっていますので、このような表現としています。

2点目の第4条の記載について、今回のまちづくりの基本原則の一番の根本的な考え方は、補完性の原理であり、問題認識のある個人を基点としてまちづくりを進めることを表現しています。

委員： 第2章の第4条の「課題を抱える市民」という表現がネガティブに聞こえます。課題を抱える市民を中心にまちづくりを行うことはそのとおりでと思いますが、よりよいまちづくりを望む市民もいます。この記載だと課題解決型のまちづくりに見えるので、よりよいまちづくりを行っていくというポジティブな表現にした方がいいのではないのでしょうか。

市長： 今ご意見をいただきましたように、「課題」という表現は、ネガティブに聞こえてしまうことは我々も承知しています。ただ、ここで一番言いたかったことは、行政の考えや時代の流れだけで判断するのではなく、市民の意識を一番の基点として考えているということです。市民の意識を尊重することを重点的に考えて、まちづくり基本条例を運用していくことを表現しようとしています。いただいたご意見を踏まえて再検討し、パブリックコメント前に委員の皆さんにお示しできればと思います。

会長： 「課題」と表現した場合、豊かで住みやすいまちづくりや幸福などの前向きなことも課題に含めて考えることができると思います。どのような表現にするのか事務局で再度検討いただきたいと思います。

委員： 第4条について、同様に感じました。「課題」というと、本人がニーズや問題を抱えているという意味に加え、行政課題に取り組むという意味に捉えられ、やらされ感が出てきてしまう印象があります。日常的には「気づき」、「思い」、「意欲ある市民」といった言葉がよく使われると思います。まちづくり基本条例内で使われている「自発性」を使い、「市民の自発性」という表現もいいと思います。

会長： 国や行政の決めた課題が本当に現場で暮らしている市民の抱えている課題なのか、市民目線で何をすべきなのか、現場の声や市民の参加を募ると色々な声や気づきが出てくることを表現したいという意図だと思いますので、引き続き議論いただければと思います。

委員： 情報共有の第10条第2項の「他の市民や市及び議会との情報の共有に努めます」の「他の」という表現が自分と他人という印象に捉えられますし、「他の市」と勘違いされるかもしれません。同じ浦安市民同士というニュアンスを入れるといいと思います。

事務局： 以前の懇話会の中で自治会に入ろうと思っても、自治会の情報がないという議論がありましたので、色々な活動をしている市民同士がお互いに情報を発信し、情報を収集するという姿勢が非常に大事ではないかという意図で条文案を作りました。ご指摘の表現については検討させていただきます。

委員： 第3条の第4号まちづくりの定義について、「浦安市における公共の福祉を増進するあらゆる取組」と記載されており、「福祉」だけに着目されていますが、「子育て」、「文化芸術」、「教育」、「地域コミュニティ」など幅広く捉えるため、「公共の福祉を増進する」の後に「など」があるといいと思いました。

次に、第4条第1項のまちづくりに関する基本的な考え方の「基点」という言葉について、私は考え方の中心となる数字や日付などに対して使い、例えば、過去のデータを基点として今後の経済動向を考えるという風に使うので、ここで使う場合は、「基軸」といった思想や組織の根本となる言葉に置き換えた方がいいと思います。

次に、第4条第2項の「市民は、まちづくりを進めるに当たり、自らできることは自ら、自分たちでできることは自分たちで考えて実践します」について、言葉が重複しているように感じましたので、「市民は自分たちのまちづくりを考え、自分たちにできることを実践していくことによって、自分たちにふさわしいまちがつけられる」とか「まちをつくる」という言葉がいいのではないのでしょうか。

次に、第8条の市長の責務について、職員を指揮監督することは当たり前のことなので、「迅速な意思決定ができるように指揮監督し」などに推敲していただければと思います。

市長： 色々ご意見をいただきありがとうございます。市長の責務で記載していること

は当たり前のことですが、当たり前のことをきちんと規定し、分かりやすく表現する必要があると考えています。

会 長： 内容は理解いただいていると思いますので、表現についてももう少し精査していただければと思います。

委 員： 第16条の「市及び議会は、課題解決の必要に応じて、千葉県及び国と対等な立場で適切な役割分担の下」について、国の次に千葉県という順番でもいいと思いますがいかがでしょうか。また、千葉県と国と市が「対等な立場」という意味合いが漠然としているように思います。国も千葉県も市も規模や役割も異なるため、「対等な立場」での役割分担と表現すると不明確に感じるので、「国及び千葉県との適切な役割分担」という表現の方が分かりやすく感じます。

事務局： 千葉県及び国という順番は、補完性の原理に基づいています。個人だけでなく地方自治体も補完性の原理の中で捉えており、市が解決できなければ最初に千葉県、その次に国という考えで「千葉県及び国」という記載にしています。「対等な立場で適切な役割分担」については、昔は国が上位機関、地方自治体はその下部組織という関係でしたが、地方自治法の改正により国と地方自治体は並列の関係になりましたので、このような表現にしています。

会 長： 補完性の原理を一貫させるという考えで、個人から国まで、より大きな単位が補完していくという表現になっていると思います。2000年の法律の改正により、国と都道府県と市町村が対等になったと言われていて、「対等」という言葉は、それ以降に使われるようになりました。

市 長： 対等な立場という概念が、この後の行政基本条例でも政策法務において出てきます。地方が主体的に判断しながら条例を作成するという意味でも対等と明記しています。

委 員： 「課題」や「対等な立場」という言葉についてよく検討されたということは分かりましたので、条文を公開する際は、市民が理解しやすいようにお願いしたいと思います。

市 長： 私どもとしては、まちづくりの根幹としてこの条例を全ての市民に理解していただきたいと思います。市民の方にはわかりにくい言葉や表現もありますので、逐条解説などを作成しようと考えています。

委 員： 第14条の「市民は、互いの自発性及び自主性を尊重しつつ」という部分が非常に重要だと考えていますが、これが第13条より後に出てきている点が気になっています。第13条は、第4条のまちづくりの基本的な考え方と関連しているところなので、第13条の中でも「自発性」や「自主性」といった表現が盛り込めると良いと思います。

市 長： 検討いたします。

会 長： この条例は、まちづくりの根幹に関わる基本条例であり、自前のルールがあると

自立的なまちづくりがなされ、それは色々な立場の人たちの連携を膨らませていくという方向性に繋がります。そういった方向性を誘引するような条例になればいいと思います。それでは続いて行政基本条例の素案について事務局から説明をお願いします。

(2) (仮称) 浦安市行政基本条例(素案)について、事務局から説明

《質問・意見》

会 長： 行政基本条例についてもこれまでいただいたご意見を踏まえて表現を精査し、素案としてまとめています。ご質問やご意見等はいかがでしょうか。

委 員： 第8条第2項の「市は、行政評価に当たっては、市民等を加える方法を用いるよう努めるとともに」について、「広く市民等の参加に努めるとともに」などもう少し平易に、端的に記載してもいいと思います。

第7条の「政策等の立案及び行政課題の解決に当たっては、法令を主体的に解釈し」について、「主体的」が独善的と捉えられる印象もあるので、主体的という記載にどのような意図があるのかお聞きします。

事務局： 行政評価に関する市民参加の表現の仕方は、第3項にあるように別に条例で定めると規定しており、その条例で決めていきたいと考えているため、広く解釈できるような表現で記載しました。

また、第7条の「法令を主体的に解釈し」の表現については、地方自治法における自治体の自主解釈権の趣旨を踏まえてこのような表現にしています。

市 長： 事務局の説明を補足します。「市民等を加える方法」という部分を平易にするのはいいと思います。また、「行政評価に関する事項は、別に条例で定める」という記載については、他の条文にも共通して、条例にするのか大綱等にするのかという議論はあります。市民に示す場合は、議会の審議を経て議決しなければならない条例として位置付けたいと考えていますが、条例とするのかどうかの判断も含めて表現を適宜調整したいと考えています。

主体的な解釈については、法令に反しない限り必要な条例を自分たちで考えて作るという地方自治の流れになっていますので、このような表現にしています。

会 長： 昔は法律の運用について国にお伺いを立てていましたが、今は対等の立場となり、地方自治体が主体的に法律を解釈して必要ならば条例を制定していくという時代になっています。そこで必要な政策に対してどのような条例を作っていくのかという政策法務能力がこれからのまちづくりに問われています。政策法務能力を高めていかないと質の高いまちづくりになっていきません。

市 長： 市の職員が在職中に司法試験に合格し、今も法務文書課で政策法務に関する業務を行っています。弁護士の職員がいる自治体というのは政策法務を行う上でも非

常に稀で、先駆的な事例として紹介させていただきます。

委員： 第3条の第1号「持続可能な行政運営を行う」について、「持続可能な」をまちづくりという意味合いで入れてほしかったので残念に思います。また、市の総合計画が何を指すのかが分からないので教えていただきたいと思います。

事務局： この条例は、まちづくり基本条例を受けて、行政運営の考え方を示す条例ですので、「持続可能」という言葉を限定的に使いました。

総合計画は、計画期間を20年間とする基本構想と10年間とする基本計画の2つの総称となります。これを条例の中で最上位計画と位置付けて行政運営を行っていこうと考えています。また、総合計画の下に3か年計画となる実施計画を位置付けて、総合計画に掲げた施策を推進していく具体的な事業を予算の裏付けを持たせながら示しています。実施計画の進行管理を行いながら、基本構想にある浦安の将来像の実現に向けて行政運営を行っています。このような総合計画に基づく行政運営を行政基本条例の中で位置付けたいと考えています。

委員： 総合計画の基本構想は、毎年見直しますか。

市長： 総合計画の基本構想は、我々が単に見直すだけではなくて議会も責任を持つという意味で、見直しも議決すべき事件としています。10年間の基本計画については、5年くらいを目途に適宜見直しを行い、3か年の実施計画は、毎年度見直しを行いながら、2年ごとに改訂を行っていきます。

委員： 第10条第1項の「市は、市民に分かりやすく、社会経済情勢の変化に的確に対応した効率的かつ機能的な、組織体制を整備する」について、組織を整備する過程全てを市民に見せていくとも読めます。市が分かりやすい組織体制を作ることであれば、前後の表現も含めて変えていただいた方が分かりやすいと思います。

事務局： この表現については検討させていただきます。

委員： 別に条例で定めることについて、これから定める場合と、既にある条例で定めている場合の2つのパターンがあると思います。例えば、危機管理に関する条例を別に定めたときには、行政基本条例も同様に改正していく想定なのか教えてください。

市長： 行政基本条例制定以降に新しく作る条例はこの条例を受けて作っているため、大規模な改正のときを除いて、当面は、新たな条例を制定しても行政基本条例を改正する考えはありません。また、先ほどの説明のとおり、「条例で定める」という書き方をしていますが、行政改革はすでに大綱がありますので、それを活かすという結論に至った場合には、「別に定める」という表現に変える可能性はあります。

委員： 第5条第2項の「行政改革に関する事項は、別に条例で定める」について、第1項では、行政運営の基本的な事項だけしか記載されていない感じがします。具体的に質の高い行政サービスを提供するために組織の改編とかスリム化、業務や手順

の見直しといった記載があってもいいのではないのでしょうか。

事務局： ここには行政改革大綱の趣旨をそのまま記載しています。先ほどのまちづくり基本条例もそうですが、この条例を制定することで新しい事項を規定するというのではなく、地方自治法などに規定してある事項を浦安のまちづくりとして改めて組み直したものがまちづくり基本条例であり、行政基本条例になります。そのため、当たり前なことでも重要な事項は、ここで改めて規定しています。

会長： 行政改革というとな様々な方向性・可能性を含めた表現になりますので、解釈運用をしていくことが必要になると思います。

委員： 第3章の順番が気になりました。重要なものから並んでおり、総合計画が最上位として先頭に来るのはそのとおりだと思います。その次の行政改革については、組織運営の原則ということであればここに来るのかなと思いましたが、むしろ行政評価とのセットでそのプロセスの中で改革していくことなのかと思いました。第7条の政策法務は非常に重要ですし、第11条の参加も基本原則に入っているのももう少し前にあってもいいかと思います。財政も重要と考えると、政策法務、参加、財政の順で、それを運営するための組織が必要で、それを評価して改革していくというプロセスが適切かと思います。大切なものから考えると、そのような並べ方もあるかと思います。

市長： 行政改革と行政評価は一体の方がいいのではという意見は担当課からもありました。重要なものから並べるという観点からすると、ここは我々の意思を表す部分になると考えられますので、再度検討させていただきます。

会長： 順序は第2章の基本原則の3項目に対応して並べていると伺っています。重要なものから並べる順番がいいのか、また仮にそうした場合に行政評価と行政改革を一緒にした方がいいのか等、ご検討いただければと思います。

委員： どうしてこのような重要な条例がこれまでなかったのか不思議に思っていたが、補足説明でその点は少し理解を進めることができました。今後はこの2つの基本条例の考えが様々な条例に波及していくということなので、この2つの条例が一般的な記述であるのは適切であると思います。

委員： 当たり前のことを言葉で書くとこんなに難しくなるのだと感じました。他の委員がおっしゃるように、このような条例が今まで無かったことに今日になって驚いています。

まちづくり基本条例の第7条第1項に書いてある「市民は、まちづくりの主体であることを認識し、参加するよう努めるものとします」について、この言葉の重さを感じながら聞いていました。

会長： 強制ではないですが、市民が自分なりに考えていく方向性は大事だと思います。

それでは時間が参りましたので本日の議論は以上とさせていただきます。最終回となりますので、最後に市長から一言お願いします。

市長： 最後にあたりまして御礼のご挨拶を申し上げます。委員の皆様には、本年8月よりコロナ禍にも関わらず4回にわたりご参加いただきありがとうございます。

今後は、いただいたご意見をもとに再検討を行い、委員の皆様にはパブリックコメント前の素案をお示しし、来年3月の市議会に議案として上程したいと思えます。3月議会には、このまちづくりに関する2本の条例と、財政運営、行政評価等の条例も併せて上程したいと思えます。今後の浦安市のまちづくりの根幹を、皆さんのご意見をいただいて作れたということに、誇りと感謝を申し上げたいと思えます。皆さんのご活躍とご健勝を祈念しまして、御礼の挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

会長： 最後に、私から一言申し上げます。このまちづくり基本条例、行政基本条例がこのような中身をもって素案が固まりつつあり、良い方向性が切り開かれようとしていると思えます。

まちづくり基本条例をこのような形で作っていくということは新しい取り組みだと思います。自治基本条例を作って終わりという自治体が多いですが、具体化されて現場に活かして行ってほしいと思えます。

既存の条例を踏まえながら、それを有機的に結び付け、あるいは、そのようなまちづくりの根幹を示しているいろいろな可能性を切り開いていくために条例が作られたという考えもありますので、期待が持てる条例になると思えます。

実施したい政策のためにはどのようなことをやっていかなければならないか考えるとき、この条例の根幹に基づいて様々な取り組みを行っていくことがこれからのまちづくりには重要だと思います。

行政基本条例では総合計画を最上位計画と改めて位置付けていることに興味があります。様々な行政機能を結びつけ、浦安ならではの行政運営を行っていくことが問われていると思えます。

そこで難しいことは組織編成であり、市長のリーダーシップが強く問われると思えます。そのような方向性を切り開く条例になっていくことを期待しながら、今回の懇話会を終了させていただきます。これまで活発にご議論いただきありがとうございました。

市長： 市議会の議決を経て、それからの条例の運用がまちづくりの新しいスタートになると考えています。4月以降、新型コロナウイルスの感染が収まっていれば市民の皆さんへの啓発の講演会なども実施しようと考えていますので、その際にはご案内させていただきます。本日はありがとうございました。

会長： 以上をもちまして、(仮称)浦安市まちづくりに関する条例懇話会を終了します。皆様お疲れさまでした。

以上